

を支給せざること。  
三、轉坑者にして首謀者以外は前同様の旅費手當を支給して解雇すること。

四、轉坑者以外の爭議團員中首謀者以外の者にして解雇希望者には解雇手當を支給し、残留希望者は歸坑を容認すること。

5 八月三十一日の勞資會見

a 第一回勞資の會見

かくて會社側の腹案が決定すると共に爭議團幹部に對しても解決方を諭すところあり、遂に一回の會見もせず睨み合ふこと十六日に達した本爭議も漸く三十日午後六時炭坑側勞務主任田中幸太郎氏は、總爭議團代表宮崎太郎、立石利夫、笹岡正實、山木戸初太郎の四氏を麻生俱樂部に招き、會社側の主張通會見するやう

進徳したる結果、翌三十一日午後六時より、

會社側 顧問辯護士 岩成自助

爭議團側 團長 村上俊太

通譯 立石利夫

會見し意見を交換したるに、爭議團側は、本日の會見は爭議解決の爲てなく、正式交渉は交渉委員一同と會見せらるべきことを通ずる爲に來たのである。

之に對して會社側は、代表者として交渉を開始せられたい、爭議團側は、然らば一應幹部と協議すべし。と主張して何等得るところなく引揚げたのである。

b 第二回會見

更に田中幸太郎氏は宮崎太郎、立石利夫の兩氏に對し二名の代表者を以て會見すべき旨を説いた結果、同日